特　記　仕　様　書

業務番号	港３０機械第６号
業務名	平成３０年度 第２ふ頭軌道走行式起重機点検業務委託
業務期間	契約の日から平成３１年２月２０日まで
業務場所	舞鶴市字松陰地内（第２ふ頭）

京都府港湾局

第１章　総則

１　概要

本業務は、京都府（以下「甲」という。）と請負人（以下「乙」という。）との間において契約を結び、京都府の所有する多目的クレーンが、荷役の使用において安全かつ良好な状態で運用できるように、クレーン本体及び付属吊り金具等を含む全ての装置の年次点検ならびに機能保持のための整備を実施すると共に、性能検査に合格させることを目的とする。

また、本業務を実施するにあたって、乙は単に点検結果を報告するのみでなく、故障や事故に至る前兆現象を的確に捉え、点検結果を総合的に判断し、経年劣化などの有無も含めた計画的な部品交換、補修、機器更新等の必要性について、甲に提案等するものとする。

２　業務対象クレーン詳細・・・別添、クレーン明細書を参照のこと。

３　関係法規

（１）業務の遂行にあたっては次の関係法規を遵守すること。

①労働安全衛生法
②電気事業法
③消防法
④クレーン等安全規則
⑤電気設備技術基準
⑥日本工業規格（ＪＩＳ）
⑦日本電線工業会基準（ＪＣＳ）
⑧電気用品取締法
⑨港湾工事／電気設備共通仕様書
⑩その他関係法令及び基準など

（２）業務の内容により、下記の資格等を有する者を業務に従事させること。

①クレーン運転士
②天井クレーン定期自主検査教育修了
③第一種電気工事士
④玉掛技能講習修了
⑤アーク溶接特別教育講習修了
⑥運転技能講習修了［講習の種類：高所作業車］
⑦運転技能講習修了［講習の種類：フォークリフト］

第２章　業務について

１　業務内容

（１）年次点検ならびに機能保持のための整備

（２）性能検査受検準備・立会

検査満了日・・・平成３１年１月２２日

２　業務範囲

多目的クレーン本体は勿論のこと、機械室内天井クレーン、レール、吊り具、その他（主にクレーン本体に属する機器類及び受電設備からの配線等）とする。

３　業務要領

（１）年次点検

点検を実施するにあたり、専門技術者及び訓練された作業員を点検指定日に派遣し、別紙点検項目を参照し、各装置の精密点検、安全装置の各機能試験、荷重試験、高圧電源遮断による各種点検、車輪等の計測、無負荷作動試験、電流及び絶縁測定、その他協議の上、必要と認められる箇所の非破壊検査を実施すること。

また、機能保持のために必要な各装置の調整、給油、作業油量の確認及び補給、各ワイヤーロープの径の計測、素線切れ等外観点検、調整、ロープ油塗布及び軽微な補修・修理（簡単な錆打ち、塗装、溶接等）、消耗品（電球、リミットスイッチ等）の取替等は実施すること。

なお、全ての点検ならびに作業終了後、監督職員立会の上、総合試運転を実施すること。

（２）報告等

①点検中、不良箇所を発見した場合は、すみやかに、その内容・状況等について甲に報告し、修繕・補修等に向けた対処方法について提案すること。

②懸案事項及び特記事項（交換部品、修理箇所等）は必ず甲に報告すること。また、その内容を報告書に記載すること。

（３）性能検査について

①検査の申請等は甲が行う。

②受検に必要な書類の作成は乙が行うこと。

③検査時に必要なオペレーターを含む作業員及び資機材等の手配は乙が行うこと。

④検査の日程等は決定次第通知する。

（４）報告書について

①報告書は業務完了後すみやかに、Ａ４版で２部提出すること。

②報告書に添付する写真は請負業者名、作業内容、作業日等を記入した説明板を入れて撮影すること。特に点検中に発見された不具合箇所及び補修した箇所および甲から指示のあった箇所は必ず提出すること。

③不具合箇所ならびに懸案事項については、下記のとおり３段階に分類し、その理由、原因ならびに対策方法の提案をすること。また、甲の指示する項目については見積書を添付すること。

Ａ・・・直ちに（１ヶ月以内を目処）是正が必要な項目

Ｂ・・・１年以内に是正が必要になると思われる項目

Ｃ・・・経過観察が必要な項目

４　その他

（１）契約締結後、すみやかに業務計画書を提出し、甲の承認を得ること。

（２）予め業務従事者一覧表（所有免状を記載すること）を提出し、その作業に必要な免状を有している者を作業に従事させること。

（３）点検実施日は、荷役に支障の無いよう事前に調整すること。

（４）荷重試験用の荷重は、甲所有のテストウェイト（水タンク）の使用を認めるが、水及び天井クレーン用の荷重、その他必要な資機材は乙にて準備すること。

（５）業務に使用する油脂類は乙の負担とする。

（６）火気の取り扱いには十分気をつけること。（クレーンは禁煙とする）

（７）疑義が生じた場合は甲乙協議し決定すること。

多目的クレーン全体図

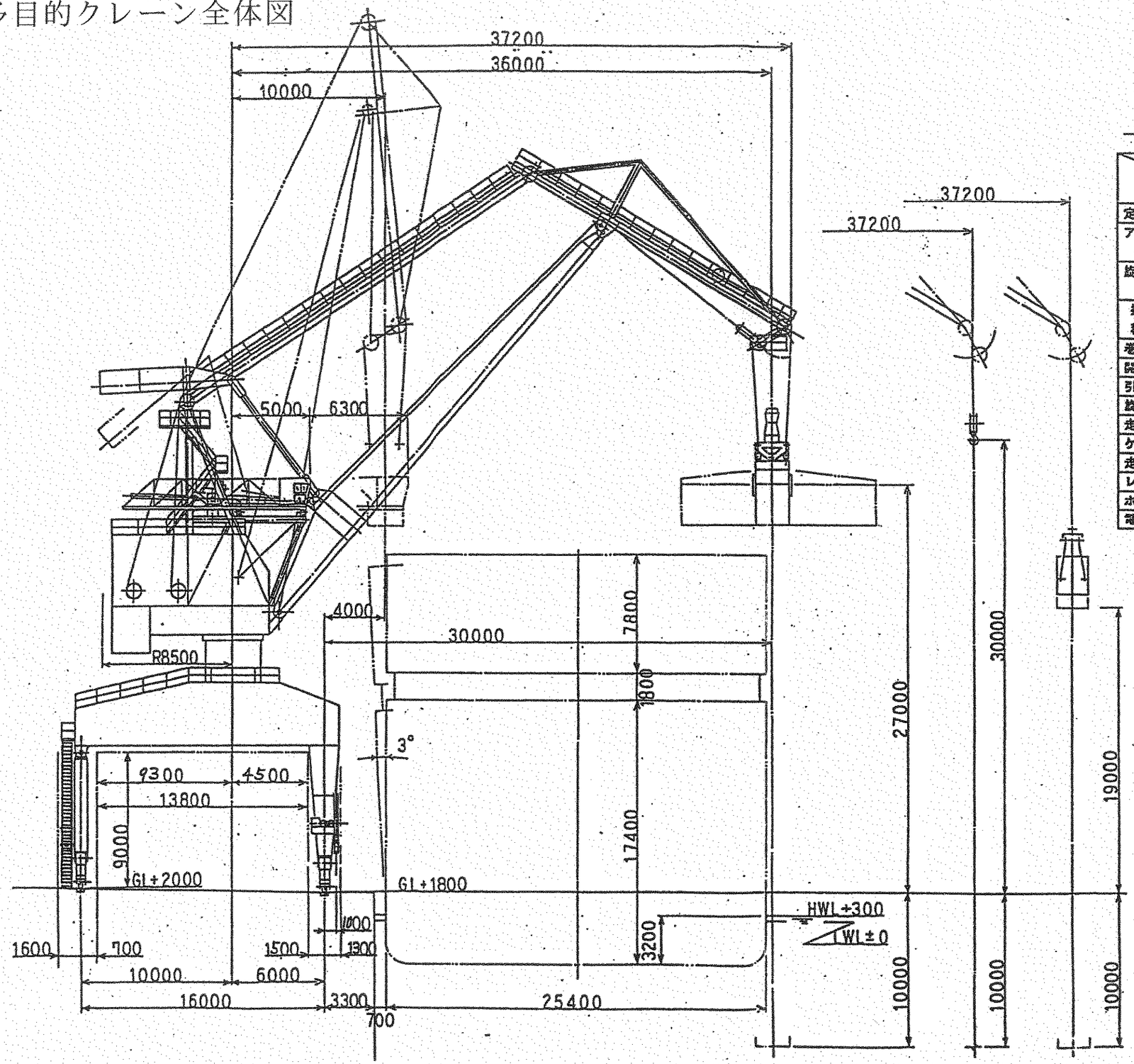

仕　様

		コンテナ荷役（伸縮式スプレッダ）	バケット荷役（リン鉱石）	バケット荷役（木材）	フック荷役
定格荷重		30.5	15 t	10 t	41.5 t
アウトリーチ	最大	30m	31.2m		
	最小	4 m	5.2m		
旋回半径	最大	36m	37.2m		
	最小	10m	11.2m		
揚程	海面レール面上	27m	19m		30m
	海側レール面下	10m	10m		10m
巻上		50～120m/min 210KW			
開閉		50～120m/min 210KW			
引込		60m/min 90KW			
旋回		1 rpm 2×45KW			
走行		45m/min 8×12.5KW			
ケーブル巻		7.5KW			
走行レール		73kg/m クレーンレール（走行距離：150m）			
レールスパン		16m			
ホイルベース		14m			
電源		3相 6,600V 60Hz			

巻上速度

荷役モード	巻上速度
木枝バケット	50m/min
バケット	70m/min
長尺物	50m/min
コンテナ	50/120 m/min
フック	50m/min

類似図番：

製図	山野辺	88-03-04	入庫	名称 運転法（ / ） 訂正
審査	大尾	〃	88.03.04	
承認	小山	〃		
SH. NO. S1	日立製作所 大みか工場		図番 331 LK63393	枝番 3

3428(改-1)

様式第3号

多目的クレーン 明細書

事業の種類	建設業	種類及び型式	ダブルレンフ式 引込みクレーン
つり上げ荷重	45.9 t		

設置地	京都府舞鶴市字松陰小字島崎 電話（75）1174	定格荷重 主巻	吊具の種類	ヘッドブロックスプレッダー	グラブバケット	木材グラブ	フック
			作業半径	36m～10m	37.2m～11.2m	37.2m～11.2m	37.2m～11.2m
			荷重	30.5t	15t	10t	41.5t
設置者	京都府港湾事務所	補巻	作業半径	m	m	m	m	m
			荷重	t	t	t	t	t	t

構造	スパン	16 m	定格速度	巻上げ	横行	走行	旋回
	クレーンガーダの長さ	m		主 50～120 m/min	m/min	45 m/min	360 度/min
	ジブの長さ	31.8 m		補 m/min			

構造	揚程	コンテナ 37 / バケット 29 / フック 40 m	ワイヤーロープ		構成	直径	ドラム及びシーブ		用途	直径
	クレーンガーダの高さ	m		巻上げ用 主	6×F.C.(29) IWRC, B種	37.5 mm	ドラム		巻上用	1200mm
	ジブの使用範囲 傾斜角の範囲	48.1 度～80.0 度		巻上げ用 補		mm				
	ジブの使用範囲 旋回限度	360 度		水平維持起伏用	T7×7＋6×F.C.(29)	37.5 mm			水平維持用	950 mm
	ジブの使用範囲 最大作業半径	37.2 m		横行用		mm	シーブ		巻上用	1200mm
原動機	種類	電動機 / 電動機 / 電動機		メインロープ		mm				
	定格出力	210 210 kw / 90 kw / 2× 45 kw		レールロープ		mm				
	用途	支持 開閉 / 引込 / 旋回		ガイロープ又は緊張用		mm			水平維持用	1200 mm

安全装置及び性能	種類	電動機	電動機	ブレーキ及びその種類、性能	直流電磁ブレーキ（支持・開閉） P8400726	つり具及びその重量 フック（1.3 t）
	定格出力	3.7kw	8× 12.5 kw		ディスクブレーキ（走行） S200-400-0219	~~リティングマグネット（ t）~~
	用途	水平維持	走行		直流電磁ブレーキ（旋回・引込） P7441263	グラブバケット（13.8 t）
	巻過防止用リミットスイッチ FA410136				交流電磁ブレーキ（水平維持） P7421768	その他
	過負荷を防止する為の装置 SSK-5929 ※6					（木材グラブ）（7.4 t）
	ロープ端固定図 3124-331311					（ヘッドブロックスプレッダー）（15.4 t）

製造者及び製造年月日	株式会社 日立製作所 63年 10月 3日製造
備考	

（備考）1 「つり具及びその重量」の欄は、該当する事項に○印を附し、重量をその右の（ ）内に記入すること。「その他」に○印を附したときは、その下の（ ）内につり具の名称を記入すること。
2 「備考」の欄は、特殊な材料を使用すること、つりチェーンを使用すること、その他参考となる事項を記入すること。

多目的クレーン用天井クレーン 明 細 書

※検査証　第　　号　昭和　年　月　日交付　　※製造許可　昭和　年　月　日第　　号
設置届　昭和　年　月　日第　　号

様式第3号

※事業の種類				種類及び型式	テルハ（複数トロリ，複数フック付）				つり上げ荷重	5,013 t					
設置地	京都府舞鶴市字松陰小字島崎 電話（ 75 ）1174			定格	定格荷重	主巻	作業半径		m	m	m	m	m		
							荷重	5 t	t	t	t	t	t		
設置者	京都府港湾事務所					補巻	作業半径		m	m	m	m	m		
							荷重	t	t	t	t	t	t		
構造	スパン		m		定格速度	巻上げ		横行		走行		旋回			
	クレーンガーダの長さ		m			主 3.2 m/min		m/min		m/min		m/min			
	ジブの長さ		m			補 m/min									
	揚程		24.0 m			構成	直径			用途	直径				
	クレーンガーダの高さ		m	チェーン（ヤマロープ）	巻上げ用	主		mm	ドラム及びシーブ	ドラム	ロードシーブ	P.C.D. 87 mm			
	ジブの使用範囲	傾斜角の範囲	度 ～ 度			補		mm							
		旋回限度	度		起伏用			mm							
		最大作業半径	m		横行用			mm		シーブ	アイドルシーブ	P.C.D. 109 mm			
原動機	種類	三相モータ			メインロープ			mm							
	定格出力	3 kw	kw	kw	レールロープ			mm							
	用途	巻上			ガイロープ又は緊張用			mm							
安全装置及び性能の種類	過巻防止装置 詳細は別紙のとおり				ブレーキの種類、性能及び用途	メカニカルブレーキ （電気チェンブロック） 詳細は別紙のとおり				つり具及びその重量	フック（0.013 t） リフマグ（ t） グラブバケット（ t） その他 （ ）（ t） （ ）（ t）				
製造者及び製造年月日	株式会社 キトー　昭和 63 年 7 月 22 日製造														
備考	チェーン　線径 φ11.2 2本掛 ピッケ 34mm														

〈備考〉
1 ※印を附してある欄は、記入しないこと。
2 「つり具及びその重量」の欄は、該当する事項に○印を附し、重量をその右（ ）の内に記入すること。「その他」に○印を附したときは、その下の（ ）内につり具の名称を記入すること。
3 「備考」の欄には、特殊な材料を使用すること、つりチエーンを使用すること、その他参考となる事項を記入すること。

舞鶴港（西　港）

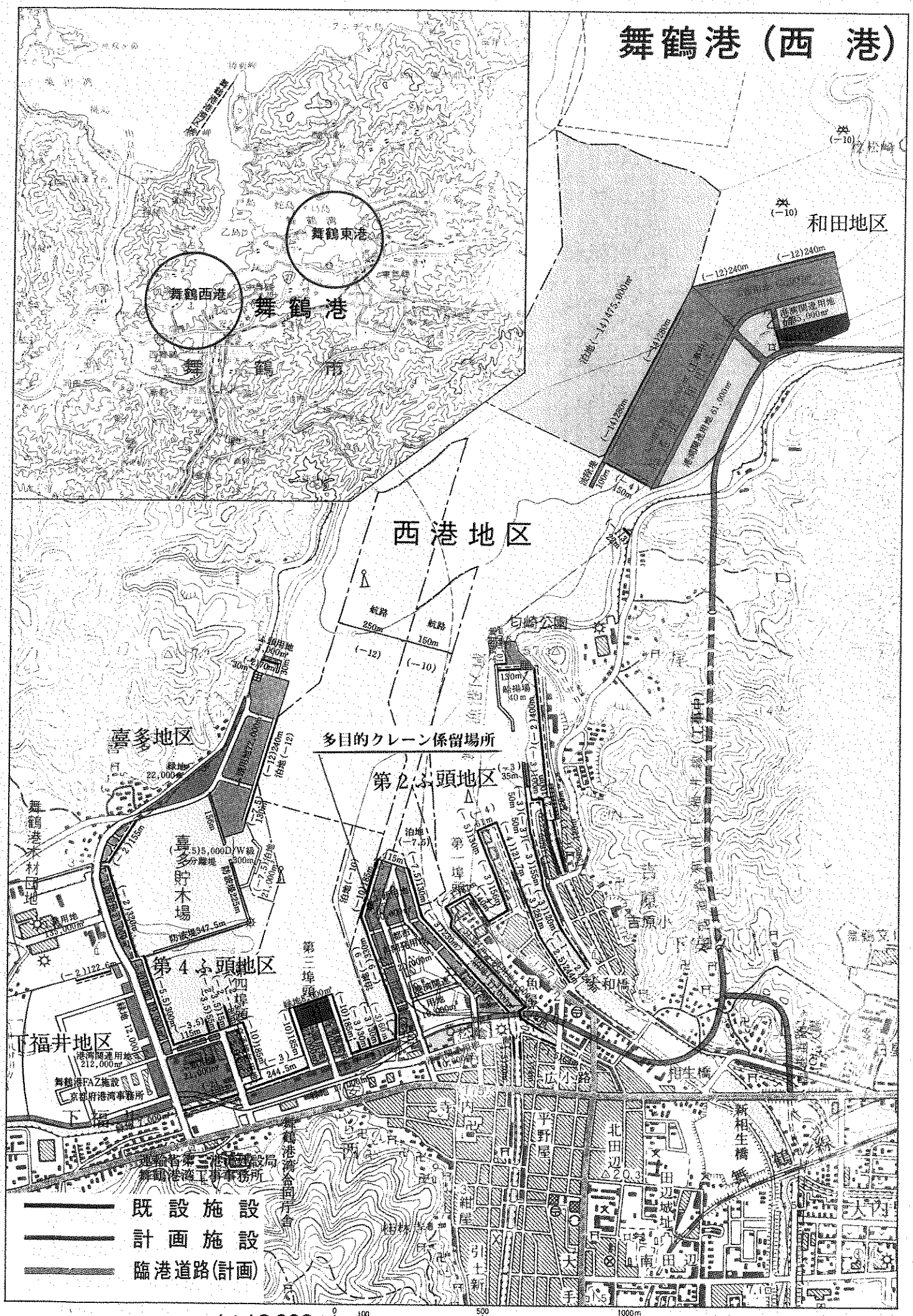
舞鶴東港
舞鶴西港
舞鶴港
舞鶴市
和田地区
西港地区
航路
250m
150m
(−12)
(−10)
白崎公園
130m
船揚場
40m
臺多地区
多目的クレーン係留場所
第2ふ頭地区
臺多貯木場
第4ふ頭地区
第一埠頭
第二埠頭
第四埠頭
福井地区
港湾関連用地
212,000㎡
舞鶴港FAZ施設
京都府港湾事務所
舞鶴港湾合同庁舎
運輸省第三港湾建設局
舞鶴港湾工事事務所
吉原
魚屋
和田橋
相生橋
新相生橋
北田辺
田辺城址
南田辺
平野屋
紺屋
引土
大手
既設施設
計画施設
臨港道路(計画)
1：16.000
0
100
500
1000m